

融資申込みから実行までの手順

①取扱金融機関への申込

信用保証協会所定の申込書、信用保証委託申込書、市税完納証明書等の必要書類一式を取扱金融機関へ提出します。



②融資審査委員会（審査会）にて申込み内容の審査

市、商工会議所、金融機関、信用保証協会にて構成される審査会にて申込み内容の審査を行います。



③信用保証協会の保証決定

信用保証協会の保証決定審査会にて決定された条件に基づき、信用保証協会が保証の決定を行います。



④融資の実行

信用保証書の交付を受けた金融機関から融資が実行されます。

お申込みに必要なもの

- ・信用保証協会所定の申込書一式
- ・市税完納証明書
- ・住民票（個人のみ、新規・変更があった場合）
- ・法人登記簿謄本の写し（法人の場合、新規・変更があった場合）
- ・決算書又は青色申告書（3期分）
- ・許認可事業については許認可証の写し 等

※このほか制度ごとに必要とされる書類があります。詳しくは融資申込書を提出される金融機関へお問い合わせください。

【取扱金融機関】

| | |
|---------|-------------------------------|
| 銀行 | 山口、西京、広島 |
| 信用金庫 | 東山口 |
| 政府系金融機関 | 商工組合中央金庫徳山支店（中小企業振興資金融資のみ取扱い） |

※下松市内の各支店にてご利用いただけます。

お問い合わせ先

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号（市役所4階）下松市産業観光課 TEL：0833-45-1745
 〒745-0075 周南市緑町一丁目75番2 山口県信用保証協会周南支店 TEL：0834-31-5060

【発行：下松市経済部産業観光課】

【発行年月：令和2年4月】

下松市中小企業制度融資のご案内



笠戸大橋



笠戸島夕日岬



下松スポーツ公園

下松市中小企業制度融資とは

市内中小企業の皆様に対し、経営上必要な資金の調達を支援するため、市・金融機関・信用保証協会が協力して融資を行うものです。保証付融資を利用された方については、その信用保証料の全額を市が助成します。また、貸付原資の一部を金融機関へ預託することにより、金融機関からの円滑な資金融資を支援しています。

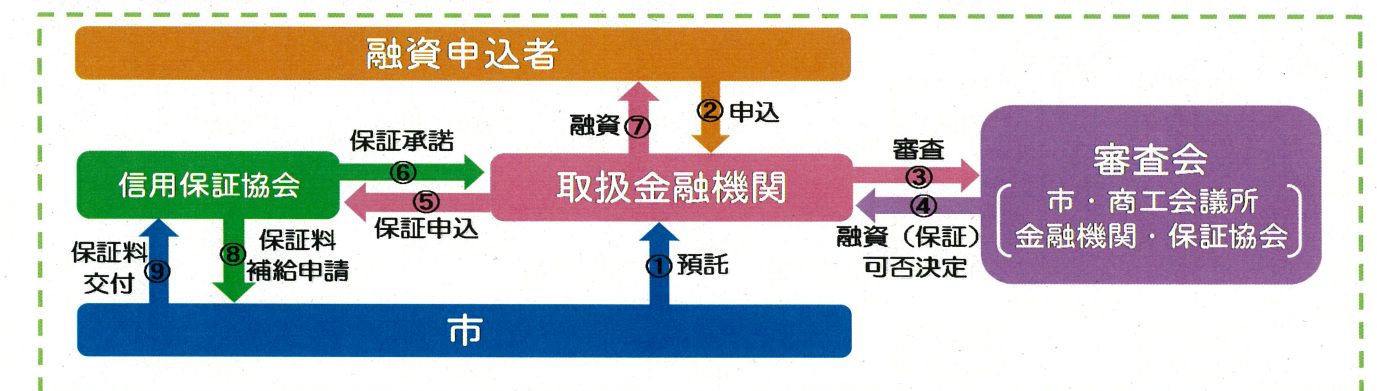
ご利用いただける方

- ① 市内に住所を有する個人の方、市内に事務所又は事業所を有する法人の方。
 - ② 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種と同一業種を営んでいる方。
 - ③ 市税を完納されている方。
 - ④ 許認可を要する事業にあつては、その許認可等を受けている方。
- ※このほか制度ごとに、種々の制約・条件があります。



下松市公式マスコットキャラクター
くだまる

下松市中小企業制度融資のしくみ



【発行：下松市経済部産業観光課】

【発行年月：令和2年4月】

下松市中小企業制度融資一覧表

最終改定：令和2年3月

| 融 資 名 | 目 的 | 融 資 の 対 象 | 融 資 条 件 | | | | | | | 取扱金融機関 | | |
|--|-------------|--|--|-------------|---|--|-------------------------------------|---|------------|----------------------|------------------|--|
| | | | 用途 | 限度額 (万円) | 利 率 (年%) | 保証料率 (年%) | 償還期間 (以内) | 償還 方法 | 保証人 | | 担保 | |
| 特別 小 口 融 資 | 小 口 事 業 資 金 | 小規模事業者向け 事業資金の融資 | 1 常時使用する従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下。又は業種ごとに中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める数以下。 2 個人にあっては市内に住所を有しており、法人にあっては市内に事務所又は事業所を有すること。 3 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種と同一事業を営む事業者であること。 4 現事業の営業経歴を1年以上継続して有すること。 5 市税を完納していること。 6 事業計画が妥当であり、貸付金の償還が確実であると認められること。 | 運転 設備 | 1,000 | 1.7 | 山口県信用 保証協会の 定める率 全額市助成 | 5年 (据置6月) | 分割 | 原則法人の 代表者以外 不要 | 原則 不要 | 東 山 口 信 用 金 庫 山 口 銀 行 西 京 銀 行 広 島 銀 行 |
| | 小 口 緊 急 資 金 | 小口事業資金のほ かに必要とする資 金の融資 | 1、2、3、4、5、6同上 7 小口事業資金を現に利用し、その5分の2以上を良好に返済していること。 | 運転 | 400 | 1.7 | | 1年 | 分割 | 原則法人の 代表者以外 不要 | 原則 不要 | |
| | 無担保・無保証人資金 | 無担保・無保証人に よる資金の融資 | 1、2、3、4、6同上 5 市税を完納していること。 5の2 市民税の所得割を有し、かつ、完納していること。 | 運転 設備 | 1,000 (既保証含 む) | 1.7 | | 5年 (据置6月) | 分割 | 不要 | 不要 | |
| | 開 業 支 援 資 金 | 開業のための資金 の融資 | 1、2、3、5、6同上 4 融資の決定から1か月以内に事業を開始することが明らかであると認められること又は開業して5年未満であること。 | 運転 設備 | 1,000 | 1.7 ※特定創業支援事 業を受けた者 5年以内 1.3 5年超 1.4 | | 運転 7年 設備 10年 併用 10年 (全据置1年) | 分割 | 原則法人の 代表者以外 不要 | 必要に 応じて 徴求 | |
| 中小企業活性化資金融資 | | 中小企業者向け事 業活性化のための 事業資金の融資 | 1 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業・サービス業は5千万円、卸売業は1億円）以下並びに従業員の数が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下。 1の2 資本の額又は出資の総額並びに従業員の数が中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める数以下。 4 現事業の営業経歴を1年以上継続して有すること。 2、3、5、6同上 | 運転 設備 | 運転 1,000 設備 3,000 併用 3,000 併用の場合 は3,000の 内、運転資金 1,000 | 1.8 | 山口県信用 保証協会の 定める率 全額市助成 | 運転 5年 (据置6月) 設備 15年 (据置2年) 併用 15年 (据置2年) | 分割 | 原則法人の 代表者以外 不要 | 必要に 応じて 徴求 | 東 山 口 信 用 金 庫 山 口 銀 行 西 京 銀 行 広 島 銀 行 |
| 中 小 企 業 振 興 資 金 融 資 | 設 備 資 金 | 中小企業者向け事 業用設備のための 資金の融資 | 1 市内に居住し、同一事業を1年以上営み、市税の滞納のない中小企業信用保険法に定める中小企業者で、かつ、中小企業等協同組合法等に基づいて設立された組合及びその構成員（ただし、風俗営業を営む者を除く。） 2 事業計画が妥当であり、貸付金の償還が確実であると認められること。 3 次のいずれかに該当すること。 (1) 設備の近代化を促進するための機械器具の購入 (2) 店舗、事務所並びに工場の新築又は増改築 (3) 駐車場の整備 (4) 従業員福祉施設の新築又は増改築 | 設備 | 1,000 | 1.5 | - | 5年 (据置6月) | 分割 | 1人以上 | 必要に 応じて 徴求 | 商工中金徳山支店 |
| | 組 合 資 金 | 中小企業者の組合 又はその構成員の 事業推進・強化のた めの資金の融資 | (上記1、2に同じ) ただし、組合構成員を融資の対象とする場合は、上記設備資金との併用はできない。 | 運転 | 1,000 | 1.5 | - | 5年 | 分割 | 1人以上 | 必要に 応じて 徴求 | |
| | 季 節 資 金 | 夏季及び年末に必 要とする資金の融 資 | (上記1、2に同じ) | 運転 | 1,000 上記の設 備・組合資金 を含む | 1.5 | 保証付の場 合は別途保 証料 | 6月 | 分割 又は一括 | 原則法人の 代表者以外 不要 | 必要に 応じて 徴求 | |
| 中小企業不況対策特別融資 | | 不況克服、企業安定 のための資金の融 資 | 融資の対象となる中小企業者とは、次の1～4に掲げる要件を満たすもので、かつ、(1)～(3)に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。 1 個人にあっては市内に住所を有しており、法人にあっては市内に事務所又は事業所を有すること。 2 現在の事業を1年以上継続して営んでいること。 3 市税を完納していること。 4 事業計画が妥当であり、貸付金の償還が確実であると認められること。 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により市長の認定を受けたもの (2) 山口県指定の指定再生手続開始申立等事業者に50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有するもの (3) 災害等の突発的な事由に起因して経営に著しい支障を生じているもの | 運転 | 1,000 | 1.3 | 山口県信用 保証協会の 定める率 全額市助成 | 10年 (据置1年) | 分割 | 原則法人の 代表者以外 不要 | 原則 不要 | 東 山 口 信 用 金 庫 山 口 銀 行 西 京 銀 行 広 島 銀 行 |